

十二 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下この号において「昭和六十年改正法」という。）による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第五十三条第六項（旧特許法第五十九条第一項（旧特許法第七十四条第一項（昭和六十年改正法による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第四十五条において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）（旧特許法第六十一条の第三項（旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。））及び旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出

十三 意匠法第七十七条の三第三項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。）、商標法第十七条の二第二項（同法第六十八條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。））及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の規定による特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利又は商標登録出願により生じた権利の承継の届出

十四 意匠法第十四条第一項の規定による意匠を秘密にすることの請求

十五 第一号から第四号までの出願の放棄又は取下げ

十六 特許法第四十一条第一項又は実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張の取下げ

十七 特許法第三十四条第四項又は第五項（これらの規定を実用新案法第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利又は商標登録出願により生じた権利の承継の届出

十八 特許出願についての出願審査の請求

十九 特許法第五十条（同法第五十九條第二項（同法第七十四條第二項において準用する場合を含む。））及び同法第六十三條第二項並びに意匠法第十九條及び第五十条第三項（同法第五十七條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。又は商標法第十五条の二（同法第五十五条の二第一項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。））及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）第三十六号において同じ。若しくは同法第六十五條の五及び第六十八條第二項において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。若しくは同法第十五条の三第一項（同法第五十五条の二第二項（同法第六十条の二第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。若しくは同法附則第七條（同法附則第十六條第一項（同法附則第十九條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））及び同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十三條において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。）の規定による意見書の提出

二十 特許法第六十四条の二第一項の規定による出願公開の請求

二十一 実用新案技術評価の請求

二十二 意匠法第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した期間の延長又は短縮の請求

二十三 特許法第二百一十一條第一項、意匠法第四十六條第一項若しくは第四十七條第一項又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判（以下「拒絶査定等に対する審判」という。）の請求

二十四 拒絶査定等に対する審判に係る手続であつて、次に掲げるもの（八からりまでに掲げるものにあつては、証拠保全に係るものを除く。）

イ 特許法第四十五條第二項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。））及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。））において準用する場合を含む。（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による証拠調の申立

十七 特許法第五十条第一項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による証拠調の申立

八 特許法第五十条第五項又は第五十三條第二項（これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による意見の申立て

二 特許法第五十一条（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十三條第一項の規定による期日の指定の申立て

ホ 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第八十条第一項の規定による証拠の申出

ヘ 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七條第一項（特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百一十一條において準用する場合を含む。）の規定による当事者本人の尋問の申立て

ト 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百九條又は第二百二十六條（これらの規定を特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百三十一條及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による書証の申出

チ 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百二十二條第一項の規定による申出

リ 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百四十二條の規定による尋問の申出

又 特許法第五十五条第一項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による審判の請求の取下げ

ル 特許法第五十六條第二項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による審理の再開の申立

二十五 特許法第八十四条の四第一項若しくは第二項又は実用新案法第四十八條の四第一項若しくは第二項の規定による翻訳文の提出

二十六 特許法第八十四条の四第四項又は実用新案法第四十八條の四第四項の規定による補正後の請求の範囲の翻訳文の提出

二十七 特許法第八十四条の五第一項又は実用新案法第四十八條の五第一項の規定による書面の提出

二十八 特許法第八十四条の五第二項又は実用新案法第四十八條の五第二項の規定による手続の補正又はこれらの補正の補正

二十九 特許法第八十四条の七第一項（実用新案法第四十八條の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写しの提出

三十 特許法第八十四条の八第一項（実用新案法第四十八條の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写し又は補正書の翻訳文の提出

三十一 特許法第八十四条の十一第二項（実用新案法第四十八條の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定による特許管理人の選任の届出

三十二 特許法第八十四条の十四（同法第八十四条の二十第六項並びに実用新案法第四十八條の十五第三項及び第四十八條の十六第六項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十條第一項又は第三項（これらの規定を実用新案法第十一條において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

三十三 実用新案法第四十八條の四第四項に規定する国内処理の請求

三十四 実用新案法第四十八條の七第一項又は第二項の規定による図面の提出

三十五 特許法第四條（意匠法第六十八條第一項並びに商標法第七十七條第一項及び同法附則第二十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。第六十一條（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十二條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十二條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の延長又は意匠法第十七條の四（商標法第十七條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による期間の延長の請求

八 特許法第五十条第五項又は第五十三條第二項（これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による意見の申立て

二 特許法第五十一条（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十三條第一項の規定による期日の指定の申立て

ホ 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第八十条第一項の規定による証拠の申出

ヘ 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七條第一項（特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百一十一條において準用する場合を含む。）の規定による当事者本人の尋問の申立て

ト 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百九條又は第二百二十六條（これらの規定を特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百三十一條及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による書証の申出

チ 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百二十二條第一項の規定による申出

リ 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百四十二條の規定による尋問の申出

又 特許法第五十五条第一項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による審判の請求の取下げ

ル 特許法第五十六條第二項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による審理の再開の申立

二十五 特許法第八十四条の四第一項若しくは第二項又は実用新案法第四十八條の四第一項若しくは第二項の規定による翻訳文の提出

二十六 特許法第八十四条の四第四項又は実用新案法第四十八條の四第四項の規定による補正後の請求の範囲の翻訳文の提出

二十七 特許法第八十四条の五第一項又は実用新案法第四十八條の五第一項の規定による書面の提出

二十八 特許法第八十四条の五第二項又は実用新案法第四十八條の五第二項の規定による手続の補正又はこれらの補正の補正

二十九 特許法第八十四条の七第一項（実用新案法第四十八條の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写しの提出

三十 特許法第八十四条の八第一項（実用新案法第四十八條の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写し又は補正書の翻訳文の提出

三十一 特許法第八十四条の十一第二項（実用新案法第四十八條の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定による特許管理人の選任の届出

三十二 特許法第八十四条の十四（同法第八十四条の二十第六項並びに実用新案法第四十八條の十五第三項及び第四十八條の十六第六項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十條第一項又は第三項（これらの規定を実用新案法第十一條において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

三十三 実用新案法第四十八條の四第四項に規定する国内処理の請求

三十四 実用新案法第四十八條の七第一項又は第二項の規定による図面の提出

三十五 特許法第四條（意匠法第六十八條第一項並びに商標法第七十七條第一項及び同法附則第二十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。第六十一條（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十二條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の延長又は意匠法第十七條の四（商標法第十七條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による期間の延長の請求